

事業者の皆様へ

循環型社会の構築をめざして

事業系ごみ削減対策に 取り組んでください！

10月1日から、埼玉県全域で、
事業系ごみ削減キャンペーンを実施します!!



埼玉県のマスコット「コバトン」

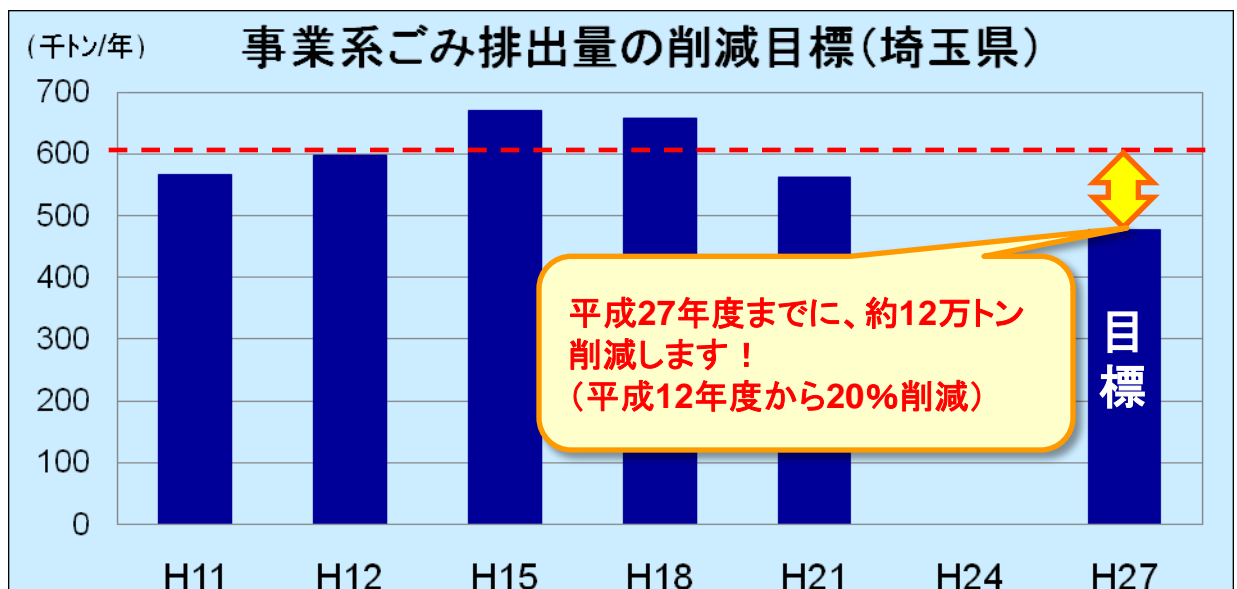
○事業系ごみの削減は緊急の課題です！

| | 現状(H21) | 10年前(H11) | |
|----------|---------|-----------|--------------------|
| 生活系ごみ排出量 | 176万トン | 188万トン | 6%減 ↓ |
| 事業系ごみ排出量 | 56万トン | 57万トン | ほぼ同量 → (県年間排出量) |

○事業系ごみの削減に取り組むメリットは・・・

- ① 循環型社会を構築し、次世代によりよい環境を引き継ぎます
- ② 社会貢献する企業として、イメージアップに繋がります
- ③ ごみ処理費用の経費節減に繋がります

○目標(H27年度) 事業系ごみ量20%削減(循環型社会形成推進基本法)



まずは、廃棄物の減量化を！

- 廃棄物の減量化に取り組んでいますか？
作業工程を再確認してみましょう！
- 安易に、廃棄物として処分していませんか？
御社にとって不用物でも、原料として売却できる物があります！

次に、リサイクルの徹底を！

- 社内で、分別の徹底は図られていますか？
オフィスペーパーや金属くずなどは、分別すればリサイクルができます！
- リサイクルする業者に委託していますか？
- 適正にリサイクルされていることを自ら確認していますか？
御社がリサイクルを頼んだつもりでも、焼却ごみとしてセンターに搬入されているケースもあります！

最後に、「産業廃棄物」と「事業系ごみ」を区分し契約を！

産業廃棄物

廃プラスチック類 動植物性残さ
汚泥など 法で規定された20品目

産業廃棄物
収集運搬業者

- 書面による契約
- マニフェスト交付

産業廃棄物
中間処分業者

事業系ごみ

汚れた紙くず 厨房の生ごみ
従業員が出した弁当くずなど

※ 産業廃棄物以外の廃棄物

一般廃棄物
収集運搬業者

自己搬入

公共ごみ
処理施設

※排出事業者が、廃棄物処理業の許可のない者に廃棄物の処理を委託した場合、5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金(併科)に処せられることがあります！